

# あおえにこにこ出産サポート助成事業

♥第2子以降の出産費用の内、出産育児一時金 50 万円を超えて自己負担が発生した場合、費用の一部を助成します。(※室料差額・その他の費用は含みません)

## ♥対象者

以下のすべてに該当する産婦（産後1年以内の女性）

- ①出生児が第2子以降である
- ②令和7年4月1日以降に出産し、出生届を提出している
- ③出産日から1年間、母子ともに継続して本町に住所がある
- ④健康保険に加入している
- ⑤町税等の滞納をしていない（大江町に転入してから、1年以内の方は担当者にお知らせください）

## ♥対象者

**7万円（上限）**

※加入する各健康保険者が独自に支給する付加給付や高額療養費制度に該当する場合はその額を差し引いて支給します。



## ♥必要書類

- ◇母子健康手帳の出生届証明・出産の状態のページの写し
- ◇産科医療機関で発行される出産時の入院領収書とその明細書
- ◇出産育児一時金明細書もしくは出産育児一時金の支給決定通知
- ◇加入する健康保険が確認できる書類
- ◇高額療養費限度額適用認定証、給付通知書等の写し（該当者のみ）
- ◇付加給付の給付額等が記載された書類の写し（該当者のみ）
- ◇対象者本人名義の通帳
- ◇本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

## ♥申請期限

出産日から1年以内

【問合せ・申請先】

大江町役場 健康福祉課  
☎0237-62-2114